

経済センサスと施工調査との関係について

国土交通省

1. 基本的な相違点について

建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）は、建設業法上の許可業者を対象とした調査であるが、経済センサスは平成24年2月に建設業を含めた全産業に対する悉皆調査として実施されることから、建設業許可の有無にかかわらず主な事業を建設業とする事業者が対象となることに加え、調査項目、調査時期、公表時期が異なっている。

2. 経済センサスと施工調査の関係についての考え方

経済センサスにおいては、事業別売上金額、主な事業収入の内訳及び業態別工事種類を調査項目としているが、全産業を対象とした大規模な悉皆調査という性格から、企業等として全体の売上高等必要最低限のものであり、新設・維持修繕別や都道府県別の完成工事高などは調査項目となっていないことに加えて、施工調査と比べると、母集団や調査時期（センサスは2月、施工調査は7月）も異なり、かつ調査結果の公表時期が速報ベースで平成25年1月頃、確報ベースでは同年の夏以降順次公表する予定であるなど大幅に遅いことから、各種調査のサンプルフレーム等として活用されている施工調査の代替としてセンサスの調査結果を利用することは不可能である。

また、経済センサスでは当該企業等全体の従業者数や給与総額、減価償却費、租税公課、外注費、資本金も調査項目となっているが、施工調査で必要となる建設工事に係る数値を把握することができない。なお、資本金については、施工調査ではプレプリントを行っている（経済センサスの調査項目の利用可能性の分析については、別紙参照）。

一方で、経済センサスについては、建設業許可を受けていない業者も調査対象となっていることから、これらの調査結果については、許可業者以外の建設業者の現況や施工調査に回答していない許可業者の実態の把握に活用することは可能である。

経済センサスの調査項目の利用可能性の分析について

経済センサスの調査項目について、施工調査の調査項目としての利用可能性の観点から下記のとおり分析した。一部のデータとして利用可能なものはあるが、施工調査データの代替とはならない。

なお、下記の分析は母集団や調査時期、公表時期が同じ場合を前提とした利用可能性の分析であるが、経済センサスと施工調査はこれらの前提が異なることから、いずれにしても施工調査データの代替とすることはできない。

| 経済センサスの調査項目 | 施工調査の調査項目としての利用可能性の分析 | |
|-----------------|-----------------------|--|
| 従業者数 | × | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工調査は建設業部門とそれ以外の部門を分けて調査していることから、利用不可 ・ 施工調査の調査項目である労務外注者は、経済センサスでは常用雇用のうちの上記以外の常用雇用に含まれるが、その中から労務外注者を分けることができないことから、利用不可 |
| 売上金額、費用総額及び費用内訳 | | |
| 売上金額、費用総額、売上原価 | × | ・ 建設業以外も含まれていることから、利用不可 |
| 給与総額、福利厚生費 | × | ・ 建設工事に係る人件費（完成工事原価に含まれる人件費）を分けることができないことから、利用不可 |
| 減価償却費、租税公課、外注費 | × | ・ 建設工事に係る減価償却費、租税公課、外注費（完成工事原価に含まれる減価償却費等）を分けることができないことから、利用不可 |
| 事業別売上金額 | × | ・ 建設事業の収入（完成工事高）は、完成工事高総計の確認用としては利用可能 |
| 資本金等の額及び外国資本比率 | × | ・ 資本金額は利用可能だが、施工調査では建設業許可名簿から把握できることから、調査票にプレプリント済み |
| 主な事業収入の内訳 | △ | ・ 一部のデータとしての利用は可能だが、新設・維持修繕別や施工都道府県別の元請完工高が把握できないことから、代替不可 |
| 業態別工事種類 | ○ | ・ 利用可能（この調査項目は他の調査項目との関連から意味のある項目であることから、この項目のみを利用することに意味はない） |
| 有形固定資産 | × | ・ 経済センサスはフローであり、一方施工調査はストックであることから、利用不可 |